

無料

いま話題の「**地面師**」に
「**空き家**」は狙われる!?

住 宅 の

なぜ狙われるの？

お教えします！

相 続 セ ミ ナ ー

セミナー終了後に無料個別相談会も開催いたします！

**お住まい(ご自宅)や ご相続予定の不動産(ご実家など)を
「空き家」や「空き地」にしないため、
「住まいの終活」について 対策方法・ヒント をお教えします！**

- ① 地面師が目をつける空き家とは？
- ② 司法書士から見た地面師への対策方法について
- ③ 他人事ではない「空き家」「空き地」問題について
- ④ 空き家にしないための生前贈与、家族信託、遺言書について

是非ご参加ください！



令和7年

12月6日

土

【セミナー】14:00~15:00

【相談会】15:00~16:00

【定員】先着30名 当日ご参加可能

【場所】草津市役所 2階特大会議室



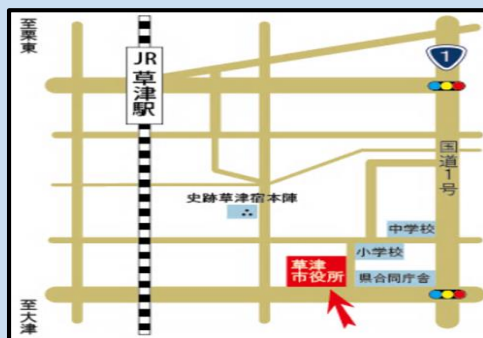
司法書士法人
F&Partners

代表社員 司法書士

北詰 健太郎

(大阪司法書士会 理事)

(同志社大学 経済学部 非常勤講師)



問合せ
申込み

■主催 草津市役所 建築政策課
■FAX077-561-2486

■TEL 077-561-1502
■E-mail kenchiku@city.kusatsu.lg.jp